

令和 8 年度 若年人材育成推進事業
愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信） 業務委託仕様書

第 1 業務名称

愛媛で働く若者の「リアル」発信事業（SNSによる情報発信）

第 2 目的

県内で働く若者の「リアル」を、県内外の大学生（主に低学年）に向けて発信し、県内で働くことを身近に感じてもらうとともに、より具体的に県内で働くことをイメージできる機会を創出し、キャリアイメージの具体化と県内定着の促進を図る。

第 3 委託（事業）期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

第 4 業務内容

1. インスタグラムの運用管理

既存アカウント「みんなのえひめ Life」のリニューアルおよび運用管理を行うこと。ターゲット（低学年大学生）が愛媛での将来をポジティブに捉えられるよう、アカウントの統一感あるデザインやコンセプトを再定義し、提案すること。

URL : https://www.instagram.com/our_ehimelife

2. 取材およびコンテンツの企画・素材制作

(1) 対象

愛媛県内で就業する若手社会人（民間企業、公務員、起業家等）最低 24 人を取材し、契約期間内にすべて投稿すること。その際、業種・職種・性別等のバランスを考慮し、うち 20 人程度は県内 3 エリア（東・中・南予）の企業から各 3 社以上を含んで選定すること。20 代が望ましいが、委託者である一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構（以下「機構」という。）と協議の上、決定すること。

(2) 選定プロセス

受託者は候補リストを作成し、機構と協議の上、承認を得て決定すること。

(3) 実施体制

企画・制作にかかる人員（クリエイター）を複数名確保し、企業への取材調整から撮影まで受託者が完遂すること。期間中は、業務全般を把握している担当者を置き、当機構との連絡調整を行うこと。

(4) 取材項目

働き方のリアル、暮らし・余暇のリアル等

(5) 総集編のまとめ動画作成

令和 7 年度の投稿画像や動画を使用して総集編のまとめ動画を作成し、6 月中に 3 回程度投稿

し、7月から新規に取材したものを投稿していくこと。

(6) その他

企業への取材以外の投稿については、取材対象や内容を協議の上決定すること。具体的な実施内容については、提案にあった内容を基に機構と協議の上、決定することとし、第5の「事業計画書」において定めるものとする。提案内容の実施の可否や具体的な内容については、別途協議の上、決定するものとするが、契約締結後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務の内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

3. 投稿・運用

(1) 投稿頻度

フィード投稿（リール含む）を毎週2回程度、そのうち1回以上は動画を投稿すること。

(2) 投稿日時

ターゲット（低学年大学生）の視聴傾向に合わせ、効果的な曜日・時間を設定すること。

(3) 開始時期

機構と協議の上、決定すること。

(4) 投稿の調整・承認

投稿の日程は予め調整し、投稿の前週には取材対象者および機構の承認を得ること。修正が必要な場合は、受託者の責任と費用負担において速やかに対応すること。

(5) コメント対応

原則として受託者が対応する。対応に迷う場合は機構に相談すること。

(6) 数値目標

フォロワー獲得、閲覧数、再生回数、保存数等の目標値を提案し、目標数値の達成と最大化を目指すこと。

(7) 低学年向けアプローチ

就活意識が本格化する前の層に対し、アルゴリズムやトレンドを意識した「目に留まる・保存したくなる」仕掛けを盛り込むこと。

(8) ストーリーズの活用

ストーリーズ投稿は、毎週3回以上とすること。取材時のオフショット、ターゲット層との双方向のコミュニケーション（アンケート機能等）を積極的に配信し、アカウントの親近感を高めること。

(9) その他

インスタグラムの利用規約を遵守し投稿を行うこと。

4. 広報

本事業の認知拡大およびターゲット層へのリーチ向上を目的として、効果的な広報案について提案書に明記し、実施すること。要する経費は業務委託料（税込）の10%程度を目安とする。最終的な金額および配分については、受託者の提案内容を踏まえ、施策の目的に応じて委託者と協議のうえ決定するものとする。

5. 分析および改善

事業期間を通じて、事業実施内容について機構と協議しながら PDCA サイクルを回し、継続的な改善を図ること。そのため、毎月 1 回、主要な指標（閲覧数、再生回数、保存数等）を整理したレポートを作成し、委託者へ報告すること。

レポートには、主要ターゲット層（18～24 歳）について、フォロワー割合およびエンゲージメントの推移などの要因を特に重点的に分析すること。また、主要ターゲット層以外の年代層についても、フォロワー動向や反応傾向を分析対象に含め、全体的なユーザー構造の把握に努めること。

また、分析結果に基づき、次月以降の運用に反映させるための具体的な改善策を提示し、目標達成後も事業効果を最大化できるよう、継続的に運用改善を行うこと。

6. 業務内容の変更および追加提案

事業目的を達成するために効果的な広報施策がある場合は、予算の範囲内で追加提案を行うことができる。具体的な実施手法については、提案内容に基づき機構と協議の上、第 5 に定める「事業計画書」において確定させるものとする。

第 5 事業計画書及び報告書の提出

1. 事業計画書の策定及び提出

受託者は、契約締結後速やかに、採択された企画提案書に基づき、本業務の詳細な執行計画について機構と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成し、提出すること。

2. 実績報告及び完了検査

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。また、受託者は、機構が行う当該業務の完了検査を受け、その承認を得るものとする。

3. 業務の調査及び報告の義務

機構は、本業務の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査、報告を求めることができる。この場合において、受託者は正当な理由がない限り、これに従わなければならない。

第 6 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて機構に提出し、承諾を得なければならない。

第 7 秘密保持および個人情報の保護

1. 本業務に関し、受託者から機構に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
2. 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用し

てはならない。

3. 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
4. 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務にあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 8 著作権の取扱い

1. 本仕様書により作成された成果品のすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、機構に移転すること。なお、もともと受託者が所有している著作権については、成果品の活用の範囲内（画像・動画の一部切り抜き等を差し、明らかな追加、加工、修正等の編集を含まない。）において、機構での使用を認めるものとする。
2. 受託者は、機構が認めた場合を除き、成果品にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
3. 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
4. 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
5. 上記に関わらず、当機構がその方法を指定した場合は、その限りでない。

第 9 成果品の納入

1. 提出物
実施報告書（A4 判紙媒紙・電子各 1 部）、制作データ一式（PDF、画像、動画等の CD-ROM もしくはそれに順ずるものに格納すること）、その他機構が必要と認める書類。
2. 期限
令和 9 年 3 月 26 日（金）
3. 場所
〒790-0012 松山市湊町四丁目 8 番地 1 3 一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構
（愛媛県若年者就職支援センター ジョブカフェ愛 work）
電話番号：089-913-8686 メールアドレス：r-nishimura@ai-work.jp（担当：西村）

第 10 経理事務および経費の包括入

1. 本業務の遂行に必要な一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費、各種許可の取得に要する経費等、その他委託事業を実施するために必要な経費）は、全て委託金額に含むものとする。
2. 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分して管理し、支出を証明する証拠書類を整備・保存すること。

第11 特記事項（連携および事業効果）

1. 広報協力

機構が愛媛で働く若者の「リアル」発信事業の関連事業を開催する際は、機構から提供された素材に基づき、ストーリーズ投稿やハイライト保存等の広報協力を行うこと。

2. 情報の二次利用

本業務で制作したコンテンツ等は、機構が運営する「ジョブカフェ愛 work」の各 SNS アカウント等において、転載・広報利用する可能性があることを承諾すること。

3. 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、機構と協議のうえ、その指示に従い業務を進めること。

4. その他

機構は、業務期間中いつでも業務状況の報告を求めることができるものとする。